



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第6号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規 則

- ◎佐賀県総合福祉センター管理規則等の一部を改正する規則 (二七・福祉課) 二
- ◎と畜場法施行細則 (二八・生活衛生課) 六
- ◎食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (二九・") 二
- ◎建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (三〇・") 二七
- ◎佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則 (三一・生活文化課) 二〇
- ◎特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (三二・") 二四
- ◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則 (三三・産業振興課) 二四
- ◎佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則 (三四・農村計画課) 二四
- ◎佐賀県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則 (三五・林政課) 二五
- ◎租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則 (三六・まちづくり推進課) 二八
- ◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (三七・建築住宅課) 二八

公布された規則のあらまし

◎佐賀県総合福祉センター管理規則等の一部を改正する規則(規則第二七号)

1 佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正(第一条関係)

相談課の分掌事務に、児童を同居させる者に関する事務並びに里親等に対する児童の保護についての指示及び報告の命令に関する事務を加えることとした。

2 佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部改正(第二条関係)

児童福祉法第三〇条第一項及び第二項並びに第三〇条の二に定める事務を、中央児童相談所長に委任することとした。

3 児童福祉法等施行細則の一部改正(第三条関係)

里親又は保護受託者の申込書の提出先を改めるとともに、里親申込書等について所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎と畜場法施行規則(規則第二八号)

1 と畜場法等に関し、許可、認可及び届出に関する規定、佐賀県食肉衛生検査所長への事務の委任、書類の経由等について定めることとした。

2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(規則第二九号)

1 食鳥処理の事業の規制等に関し、認定及び届出に関する規定、許可証等の揭示義務、書類の経由等について定めることとした。

2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第三〇号)

1 特定建築物の使用の届出を行う際に、建築物環境衛生管理技術者免状の原本を提示しなければならないこととした。(第二条関係)

2 特定建築物届の記載事項を改めるとともに、同届書等について、氏名を自署する場合は押印を省略することができることとした。(様式関係)

3 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則(規則第三一号)

1 平成一六年度から知事が佐賀県立生涯学習センターの管理を行うこととなったため、その管理に関する規則を制定することとした。

2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三二号)

1 特定非営利活動法人の設立の認証申請等に係る縦覧及び事業報告書等の閲覧の場所を生活文化課から県民総合相談・情報提供窓口に変更することとした。(第三条及び第九条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三三号)

1 新たな工鉦業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用料の額を定めることとした。(第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三四号)

1 経営体育成基盤整備事業に係る分担金の率を定めることとした。(別表第一関係)

2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三五号)

1 木材業者及び製材業者の登録申請を一の申請書で行い、当該申請書は新規登録と更新登録との二種類とすることとした。(別記様式第一号及び第二号関係)

2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則(規則第三六号)

1 租税特別措置法が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。(第一条、第二条、第八条及び様式関係)

2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三七号)

1 県の組織改編に伴い、土木部を県土づくり本部に改めることとした。(第二条関係)

2 鹿島県営住宅(鹿島市)を廃止することとした。(別表第一関係)

3 有料駐車場の使用料を改めることとした。(第三条関係)

4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県総合福祉センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十七号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第一条 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の相談課の分掌事務中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 児童福祉法第三十条第一項に規定する者(次号において「児童を同居させる者」という。)に関する事。

六 里親、保護受託者及び児童福祉施設の長並びに児童を同居させる者に児童の保護について指示をし、又は報告を命ずること。

第五条に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のほか、福祉センターに課長を置くことができる。

第六条に次の一項を加える。

6 前項第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、福祉センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第八条第一項第三号から第五号までの規定中「（所長を除く。）」を削る。

（佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部改正）

第二条 佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

（昭和五十八年佐賀県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号から第五号までの規定中「（所長を除く。）」を削る。

第七条第二項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号

ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 児童福祉法第三十条第一項及び第二項に定める事務

八 児童福祉法第三十条の二に定める事務

（児童福祉法等施行細則の一部改正）

第三条 児童福祉法等施行細則（平成十年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「を児童相談所長を経由して、知事に提出することにより行う」を「による」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

(表)

| | | | | | | | |
|------|----|---|---|---|---|---|-------|
| 受付 | ※ | 年 | 月 | 日 | (|) | 里親申込書 |
| 整理番号 | ※第 | | | 号 | | | |

| | | | |
|------------------|----------|------|----------------|
| 希 望 児 童 | 年 齢 | 歳～ 歳 | 里親になることを希望する理由 |
| | 性 別 | 男 女 | |
| | その他の希望事項 | | |

| | | | | | | |
|--------|---------|-------|-----|-------|-----|---------|
| 里 父 | (ふりがな) | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 生年月日・年齢 | 昭和・平成 | 年 | 月 | 日 | (歳) |
| | 健 康 状 態 | 1健康 | 2普通 | 3やや病弱 | 4病弱 | 5加療中() |
| | 職 業 | | | | | |
| | 勤 務 先 | | | | | |

| | | | | | | |
|--------|---------|-------|-----|-------|-----|---------|
| 里 母 | (ふりがな) | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 生年月日・年齢 | 昭和・平成 | 年 | 月 | 日 | (歳) |
| | 健 康 状 態 | 1健康 | 2普通 | 3やや病弱 | 4病弱 | 5加療中() |
| | 職 業 | | | | | |
| | 勤 務 先 | | | | | |

| | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|
| 住 所 | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|

| | | |
|------|-------|----|
| 電話番号 | 里父 昼間 | 夜間 |
| | 里母 昼間 | 夜間 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-----|----|----|--------|------|-----|-----|
| 同 居 の 家 族 | 氏 名 | 年齢 | 性別 | 里親との間柄 | 健康状態 | 職 業 | 備 考 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(裏)

| | | | | | | |
|--------|-----------------------------|---------------------------|--------------|------------|--------------------|--------------|
| 住居及び環境 | 家屋 | 種別 | | | 広さ | |
| | | 自家 借家 間借 その他 () | 一戸建 長屋建 | 平屋建 二階建 | 建坪 居室数 居室の畳数 | 坪 部屋 畳 |
| | 敷地 | 自己所有 | 坪 | 学校 | () 小学校まで km | |
| 借地 | | 坪 | () 中学校まで km | | | |
| 周辺環境 | 市街地 住宅地 農村地 山間地 漁村地 その他 () | | | | | |
| 養育方針 | 基本方針 | 児童を養育しながら就業させる場合 | | | | |
| | | 仕事内容 | | | | |
| | 学校教育 | 就業場所 | | | | |
| | 家業手伝 | させる意思 | 有 | 無 | 労働条件 | |
| | 職業 | | | | | |
| 養子縁組 | 希望 | 有 | 無 | その他 | | |

児童福祉法第27条第1項第3号の規定による () 里親になることを申し込みます。

年 月 日

佐賀県中央児童相談所長 様

氏名 ㊟

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないでください。
 - 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 申請者の戸籍謄本
 - (2) 世帯全員の住民票謄本
 - (3) 申請者及び同居家族の履歴書
 - (4) 申請者の居住する家屋の平面図
 - (5) 申請者の健康診断書
 - (6) 申請者の所得証明書(市町村長の発行したもの)

様式第四号及び様式第七号中「佐賀県知事」を「佐賀県中央児童福祉課所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

と畜場法施行細則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十八号

と畜場法施行細則

と畜場法施行細則（昭和四十八年佐賀県規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号。以下「法」という。）の規定により知事が行う事務に関し、と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号。以下「政令」という。）と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）及び佐賀県と畜場法施行条例（平成十五年佐賀県条例第十七号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（と畜場使用料等の認可申請等）

第二条 法第十二条第一項の規定によりと畜場使用料又はとさつ解体料の額の認可又は額の変更の認可を受けようとする者は、と畜場使用料とさつ解体料認可（変更認可）申請書（様式第一号）を提出しなければならない。

（自家用とさつの届出）

第三条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、とさつしようとする日の五日前までに提出しなければならない。

（と畜場以外の場所で獣畜をとさつする場合の届出等）

第四条 政令第四条第一号の規定によりと畜場以外の場所で獣畜をとさつしようとする者は、と畜場外とさつ届（様式第二号）を提出しなければならない。

2 政令第四条第二号の規定によりと畜場以外の場所で獣畜をとさつしようとすることの許可を受けようとする者は、と畜場外とさつ許可申請書（様式第三号）を提出しなければならない。

（と畜場外持出しの許可申請）

第五条 政令第五条第一項第一号から第三号までの規定により牛の皮、牛の卵巣又は獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可を得ようとする者は、牛の皮、牛の卵巣、獣畜の肉等のと畜場外持出し許可申請書（様式第四号）を提出しなければならない。

（と畜検査等の記録）

第六条 と畜検査員は、法第十四条の規定による検査を行った場合及び法第十六条の規定による措置をとった場合は、検査結果及び措置を記録しなければならない。

（事務の委任）

第七条 佐賀県食肉衛生検査所長（以下「検査所長」という。）に、次に掲げる事務を委任する。

- 一 法第十三条第一項第一号の規定による届出の受理に関すること。
- 二 法第十三条第三項の規定による指示に関すること。
- 三 法第十四条の規定による検査に関すること。
- 四 法第十六条の規定による措置に関すること。
- 五 政令第四条第二号の規定による許可に関すること。
- 六 政令第五条第一項第一号から第三号までの規定による許可に関すること。

（書類の經由）

第八条 法、政令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、検査所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

と畜場使用料
とさつ解体料 認可(変更認可)申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

と畜場法第12条第1項の規定により と畜場使用料 の額の認可(変更の認可)を受けたいので、次のと
とさつ解体料
おり申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 と畜場使用料又はとさつ解体料の別
- 3 と畜場使用料又はとさつ解体料の額及びその算出基礎
- 4 と畜場使用料又はとさつ解体料の適用時期
- 5 変更する場合にあっては、その理由

注 1 と畜場使用料又はとさつ解体料の算出基礎の資料となる過去3年の収支決算報告書、収支計画書等を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号(第4条関係)

と畜場外とさつ届

年 月 日

佐賀県食肉衛生検査所長 様

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所)

(在地並びに名称及び代表者の氏名)

と畜場法施行令第4条第1号の規定によりと畜場以外の場所で獣畜をとさつしたいので、次のとおり届け出ます。

- 1 と畜場以外の場所で獣畜をとさつしようとする期間及び場所
- 2 と畜場以外の場所でとさつしようとする獣畜の種類及び頭数
- 3 と畜場以外の場所で獣畜をとさつしなければならない理由

注 1 とさつしようとする場所及びその周囲の概要を明らかにする書類を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第4条関係)

と畜場外とさつ許可申請書

年 月 日

佐賀県食肉衛生検査所長 様

住所

氏名

④

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

と畜場法施行令第4条第2号の規定によりと畜場以外の場所で獣畜をとさつすることの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場以外の場所で獣畜をとさつしようとする期間及び場所
- 2 と畜場以外の場所でとさつしようとする獣畜の種類及び頭数
- 3 と畜場以外の場所で獣畜をとさつしなければならない理由

- 注 1 とさつしようとする場所及びその周囲の概要を明らかにする書類を添付すること。
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第4号(第5条関係)

牛の皮・牛の卵巣・獣畜の肉等のと畜場外持出し許可申請書

年 月 日

佐賀県食肉衛生検査所長 様

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

と畜場法施行令第5条第1項第1号から第3号までの規定により牛の皮・牛の卵巣・獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可を得たいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 持出しを開始する年月日及び期間
- 3 持出しを行う牛の皮・牛の卵巣・獣畜の肉等の数量の上限
- 4 牛の皮及び卵巣の持出しの場合にあつては、個体識別方法
- 5 持出しを行う者の住所及び氏名
- 6 持出しの管理体制(運搬方法及び落下・紛失防止措置内容)
- 7 保存を行う者の住所及び氏名
- 8 保存の管理体制(保存施設の名称及び所在地、保存方法並びに保存可能量)

- 注 1 牛の皮、牛の卵巣又は獣畜の肉等ごとに申請すること。
- 2 獣畜の肉等の持出しにあつては、保存を焼却と読み替えるものとする。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十九号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成四年佐賀県規則第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下「法」という。）の規定により知事が行う事務に関し、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（地位の承継の届出）

第二条 法第七条第二項の規定により地位の承継を届け出ようとする者は、食鳥処理業者の地位の承継届（様式第一号）を提出しなければならない。

（食鳥処理場の廃止等の届出）

第三条 法第十四条の規定により食鳥処理場を廃止し、休止し、又は再開した旨を届け出ようとする者は、食鳥処理場廃止（休止、再開）届（様式第二号）を提出しなければならない。

（確認規程の認定の申請）

第四条 法第十六条第一項の規定により確認規程の認定を受けようとする者は、確認規程認定申請書（様式第三号）を提出しなければならない。

（確認規程の変更認定の申請）

第五条 法第十六条第二項の規定により確認規程の変更の認定を受けようとする者は、確認規程の変更認定申請書（様式第四号）を提出しなければならない。

る者は、確認規程の変更認定申請書（様式第四号）を提出しなければならない。

い。

（確認規程の廃止の届出）
第六条 法第十六条第八項の規定により確認規程の廃止を届け出ようとする者は、確認規程廃止届（様式第五号）を提出しなければならない。

（食鳥処理事業許可証等の掲示義務）

第七条 法第三条の規定により許可を受けた食鳥処理業者は、食鳥処理場の公衆の見やすい場所に食鳥処理事業許可証を掲示しなければならない。

2 法第十六条第一項の規定により認定を受けた食鳥処理業者は、食鳥処理場の公衆の見やすい場所に確認規程認定証を掲示しなければならない。

（書類の経由）

第八条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は二部とし、佐賀県食肉衛生検査所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

食鳥処理業者の地位の承継届

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

⑩

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により食鳥処理場業者の地位を相続
により承継したので、次のおり届け出ます。 合併

- 1 食鳥処理場の名称及び所在地
- 2 地位を承継した年月日
- 3 承継前の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

注 1 この書類には、次の書類を添付すること。

- (1) 相続の場合にあっては、戸籍謄本及び同意書
- (2) 合併の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本
- (3) 食鳥処理事業許可証

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第2号（第3条関係）

食鳥処理場廃止（休止、再開）届

年 月 日

佐賀県知事

様

住所

氏名

①

（ 法人にあっては、主たる事務所の所
在 地並びに名称及び代表者の氏名 ）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条の規定により食鳥処理場を廃止（休止、再開）したので、次のとおり届け出ます。

1 食鳥処理場の名称及び所在地

2 廃止（休止・再開）した年月日

3 廃止（休止・再開）した理由

注 1 この書類には、廃止の場合にあっては、食鳥処理事業許可証を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第4条関係)

確認規程認定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

㊞

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定により確認規程の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 食鳥処理場の名称及び所在地

2 確認規程

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。